



特産品を販売するイベントの
出店費用をサポートします



信濃大町えんポーターとは？

首都圏等で開催される物産展等のイベントで
ご自身で生産・製造した商品の販売を通じて
信濃大町の「美味しいもの・ステキなもの」の
PRをお手伝いいただける生産者 / 製造業者の方です

えんポーター…縁・円を結び運ぶ人

信濃大町えんポーターの業務内容

イベントで大町市の物産を販売

物産販売を目的とした催事に参加し、ご自身が生産・製造する商品を販売していただきます。
販売を通じて、市場のニーズを把握し、今後の販路開拓につなげていくチャンスにつなげてください。

大町市のPR

信濃大町のロゴデザインが入ったのぼり旗・テーブルクロスなどをお貸しします。イベント来場者に大町市から来ていることを視覚的にお知らせしてください。

あわせて、観光PRポスターの掲示や、パンフレット等の配布を行っていただきます。

情報発信

ご自身のホームページやブログ、SNS等を通じて、参加する催事の情報発信、拡散にご協力をいただきます。

信濃大町えんポータープラス



ご自身の生産・製造する商品に加え、市が認める市内の生産者 / 製造者が生産・製造する商品等(3者以上かつ10品目以上)を販売する場合は **信濃大町えんポータープラス** となります。
市の特産品のPRをぜひお手伝いください。

費用のサポート(費用弁償)

出店にかかる費用を支給します。(上限あり)

えんポーター

県外出店
1回につき

上限**2.5万円**を支給

えんポータープラス

県外出店
1回につき

上限**5万円**を支給

対象となる経費

●交通費

ガソリン代^{*1}／高速料金／駐車場料金／公共交通機関利用料金／その他交通費(市が交通費として認めるもの)

●宿泊費

上限10,000円/1泊・1人

●イベント出店料*

上限30,000円/1イベント

*えんポータープラスでの出店に限る

●販売物品の配送料

●傷害保険料掛金

●その他市が認める費用

対象経費それぞれに、支払いを証する書類(領収書等)の写しが必要です。

^{*1}ガソリン代 算出のしかた
燃費検索サイト(例:<https://e-nenpi.com/>)
で、使用する自動車の燃費情報を検索し、実燃費と直近の給油単価からイベントに掛かったガソリン代を算出してください。
あわせて、イベント参加時直近の給油レシート(ガソリン単価のわかるもの)の写しを提出してください。

経費請求

「『信濃大町えんポーター』経費請求書」に、対象経費の領収書等を添えてご提出ください。
請求書受理後、30日以内にお支払いいたします。

信濃大町えんポーター 登録方法

登録できる方

- ・ 大町市内に住所を有する生産者、製造業者
- ・ ご自身が生産・製造する製品の積極的な販路開拓活動に意欲的な方
 - 信濃大町えんポータープラスの場合は、自身の産品以外で市内の生産者、製造者が生産・製造する産品等の積極的なPRをお手伝いいただける方
- ・ 信濃大町の魅力発信に意欲的な方

登録申し込み

「信濃大町えんポーター」登録申請書にご記入のうえ、大町市地域振興部まちづくり産業課にご提出ください。

持参	大町市役所本庁2階 ②番窓口
郵便	〒398-8601 大町市大町3887 大町市役所まちづくり産業課特産品振興係
FAX	0261-23-4660
Email	machisan@city.omachi.nagano.jp

出店

(1)市の要請に基づく出店

市が認めた物産販売を目的とした催事に、市の要請で参加していただけます。
えんポーター登録をいただいた方に、イベントの情報を提供し、出店の依頼を行います。

(2)登録者の事前届出書に基づく出店

出店を希望する催事の30日前までに「『信濃大町えんポーター』催事出店事前届出書」を提出してください。届出書の内容をもとに、市が信濃大町ブランド向上のため有効であると認めた催事に、出店の依頼を行います。

イベント参加時の事故等 不測の事態について

傷害保険等には各自で加入してください。保険料は対象経費に計上できます。

当該保険の補償範囲を超える損害、傷害については、市は責任を負いません。

お問合せ先

大町市役所まちづくり産業課 特産品振興係

☎0261-22-0420(内線543)

✉machisan@city.omachi.nagano.jp